

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景及び趣旨

(1) 国の動向

我が国では、平成2(1990)年のいわゆる「1.57ショック」(平成元年の合計特殊出生率が戦後最低となった)を契機に、少子化対策への重点的な取り組みが始まり、平成6(1994)年に策定された「エンゼルプラン」に基づき、保育の量的拡大や、延長保育等の保育対策を中心とした政策が行われました。

その後、平成15(2003)年に制定された「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従来までの保育に関するものを中心とした政策から、雇用、母子保健、教育等も含め社会全体で子育て支援に取り組んでいく政策に拡充され、少子化対策が我が国全体の取り組みとして位置付けられるようになりました。

平成27(2015)年度からは、消費税率の引き上げに伴う社会保障の充実メニューとして確保された財源を背景に、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。急速な少子化の進行、女性の就業率の上昇など、家庭や地域を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、この制度のもと、保育・学童保育の待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策などの政策が推進されました。

しかしながら、これらの政策により待機児童が大きく減少するなど一定の効果はあったものの、少子化の進行に歯止めはかからず、児童虐待相談や不登校件数の増加、ヤングケアラーの顕在化、未婚の増加、経済的に困難な状況にある世帯における貧困の連鎖など、子ども・若者及び子育て世帯を取り巻く環境は深刻な状況にあります。また、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、拍車をかけた状況も見受けられます。

このような中、国では、これらの課題に対して、常に子ども・若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者に関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくための司令塔として、令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」を発足させました。

また、これまでそれぞれの法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、子ども・若者政策に関する様々な取り組みについて、社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が併せて施行され、令和5(2023)年12月には、本法律に基づく今後5年程度の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が策定されました。

地方自治体は、この大綱を勘案して「都道府県こども計画」、「市町村こども計画」を策定することが努力義務として位置付けられており、国を挙げた、子ども・若者を真ん中に据えた社会づくりが推進されることとなりました。

■こども大綱の目指す『こどもまんなか社会』

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

◇こども大綱の基本的な方針◇

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考えを大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) 本市の動向

本市では、昭和45(1970)年にまちづくりの基本理念として制定した「習志野市文教住宅都市憲章」に基づき、こどもの教育・保育、子育て支援に力を入れた市政運営を行ってきました。

平成10(1998)年には、急激に変化する社会情勢を背景に、国の「エンゼルプラン」に対応した「ならしの子ども未来プラン」を策定し、地域の子育て支援の拠点である「習志野市子どもセンター」の設置や、病児・病後児保育事業等の実施に取り組みました。

その後、平成17(2005)年には、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「習志野市次世代育成支援対策行動計画」、平成22(2010)年にはその後期計画を策定しました。

平成15(2003)年に策定した「こども園構想」に基づき整備した、地域の子育て支援の中核施設となる「東習志野こども園(平成18年開園)」は、千葉県で初めて設置した幼保一体化施設であり、全国でも先駆的な取り組みとして実施されています。

また、平成24(2012)年4月には、成長・発達に不安や心配を抱えた家庭に対し、総合的な相談支援、指導を行う機関としてひまわり発達相談センターを開設しました。

平成27(2015)年度からは、国の「子ども・子育て支援新制度」の開始とともに「習志野市子ども・子育て支援事業計画(第1期:平成27年3月策定、第2期:令和2年3月策定)」に基づく取り組みをスタートしました。

増大する保育需要に対応するための様々な手法による保育所・こども園等保育施設と放課後児童会の受入れ枠の拡大を行うとともに、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない母子保健の取り組み、発達支援の専門機関によるソーシャルインクルージョンの観点からの相談支援、さらには、虐待の予防、早期発見と対策・防止のきめ細かい対応など、各種子育て支援施策を実施しました。

令和6(2024)年度には、児童福祉機能と母子保健機能のより一体的な切れ目のない支援に取り組むための体制整備として「こども家庭センター」を設置するとともに、藤崎こども園の令和7(2025)年4月開園に向けた施設整備に取り組み、これまで順次進めてきた本市の市立こども園の設置は、当初の計画どおりすべての中学校区で完了することとなりました。

これらの取り組みにより、本市の保育所等や放課後児童会の待機児童は大きく減少するなど、一定の成果をあげてはいるものの、出生数の減少や、児童虐待相談や不登校件数の増加等、全国と同様にこども・若者支援の課題は本市においても発生しています。

このような状況を踏まえ、本市としては昨今の社会情勢の変化や本市を取り巻く現状について把握・分析を行い、引き続き、こどもと子育て家庭への支援を推進するとともに、若者支援や少子化対策を含め、より総合的・一体的な施策の推進に取り組む必要があります。

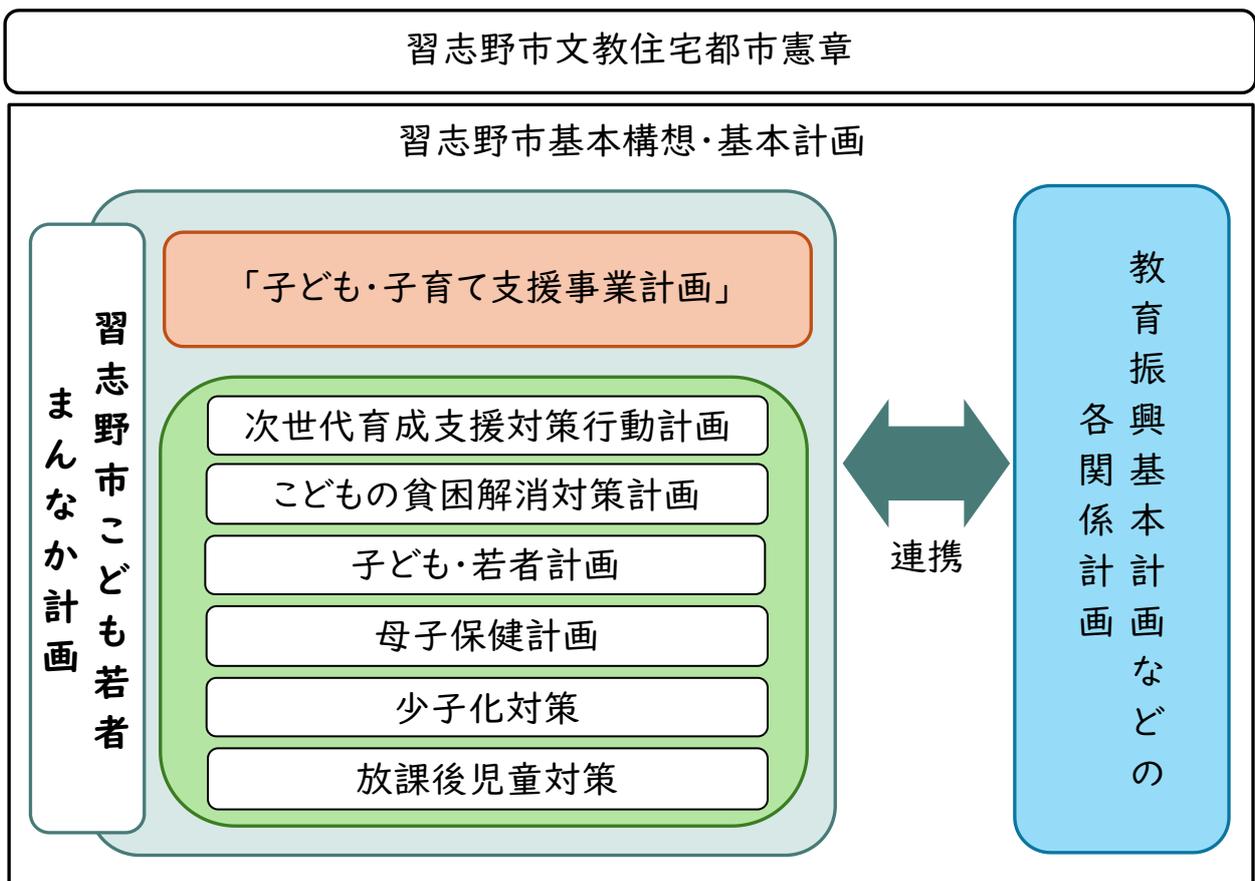
2 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づく、「市町村こども計画」として位置づけ、本市の今後のこども・若者施策及び少子化対策を総合的に推進するために具体的な方向性や取り組み内容を定めるものです。

また、本計画は、習志野市基本構想・基本計画のほか、教育振興基本計画をはじめとする各関連する個別計画との整合・連携を図りながら、次の計画を包含することで、さらなる総合的・一体的な計画として策定します。

- ・ 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)
- ・ 次世代育成支援対策行動計画(次世代育成支援対策推進法)
- ・ こどもの貧困解消対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- ・ 子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)
- ・ 母子保健計画(母子保健法・成育基本法)
- ・ 少子化対策
- ・ 放課後児童対策



(2) 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
習志野市基本構想 (平成26年度～令和7年度)					次期習志野市基本構想 (令和8年度～令和23年度)				
習志野市後期基本計画 (令和2年度～令和7年度)					次期習志野市前期基本計画 (令和8年度～令和15年度)				
習志野市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)					習志野市こども若者まんなか計画 (令和7年度～令和11年度)				

(3) 本計画における「こども」、「若者」の定義

こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を総称しています。

本計画では、わかりやすい表現とする観点から、乳幼児から18歳(高校生相当)までを示す場合は「こども」、それ以上の年齢を示す場合は「若者」の呼称を用いることとします。

なお、「こども」の表記については、原則ひらがな表記を用いますが、法令等に基づく場合や、一般的に用いられている固有名詞の場合は、その表記を用いるものとします。

(4) 計画の対象

本計画は、主に乳幼児から18歳(高校生相当)までの「こども」、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある概ね29歳までの「若者」及び「妊産婦」、「子育て家庭」を対象とします。

また、本計画の推進にあたり、これらを取り巻く地域、行政、企業、団体など様々な関連する主体についても対象とします。

(1) 習志野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、こどもの保護者、さらには一般公募の市民の方15名で組織する「習志野市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 習志野市こども計画庁内検討委員会

計画内容を実務的に検討するため、こども部長を委員長とし、各部の次長職を委員とする「習志野市こども計画庁内検討委員会」を設置し、計画内容の協議・検討を行いました。

(3) 習志野市子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するため、市内の就学前児童及び就学児童の保護者4,000人を対象に、令和6(2024)年3月18日から31日まで標記調査を実施しました。

(4) 習志野市こども・若者の生活等に関する実態調査

本市のこども・若者・子育て世帯の生活状況を探るとともに、孤独や孤立・ひきこもり・ヤングケアラーなどの状態にある人が必要とする支援などを把握することを目的として、市立学校及び公立特別支援学校に通う小学校1年生から中学校3年生及び小学校5年生と中学校2年生の保護者を対象に、令和6(2024)年3月4日から31日まで標記調査を実施しました。

また、高校生相当年齢から29歳までの5,200人の若者を対象に、令和6(2024)年3月18日から31日まで同調査を実施しました。

(5) こども・若者の意見聴取

「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」及び「習志野市こども・若者の生活等に関する実態調査」では把握しきれないこども・若者の様々な意見や要望を把握することを目的として、以下の方法により、こども・若者への意見聴取を実施しました。

●WEB 調査

こども施策・若者支援策・少子化対策などに対する意見や要望を伺うため、本市ホームページ上において、市内在住または市外から通勤・通学している小学校1年生から29歳までのこども・若者を対象に、令和6(2024)年5月1日から31日まで意見募集を実施しました。

●意見交換(会議形式・ワークショップ形式)

市として取り組んで欲しいこども施策・若者支援策・子育て支援施策や放課後の居場所についての意見・要望を伺うため、市内の市民活動団体等のこども・若者等を対象に、令和6(2024)年7月から9月にかけて意見聴取を実施しました。

(6) パブリックコメント

計画案について、広く市民の方から意見を伺うため、令和6年12月1日から27日まで、広報・市ホームページにおいて、パブリックコメント手続きによる意見募集を行いました。

